

猛威振るつた台風15号



倒木により寸断された道路。電柱も傾き途中で破断している（生尾地先）

停電復旧に1週間、市民生活を直撃

各地に甚大な被害をもたらした台風15号。最大瞬間風速は37・5mを記録し、市内のいたるところで倒木による道路の寸断や電線の断線が発生。復旧まで1週間を要した停電は、一時、市内のほぼ全域、1万5600軒に及び、市民生活に大きな影響を与えました。

災害の対応、復旧に対しては、各方面から資材の提供の他、人的支援もありました。

市民の皆様へ

台風15号により被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

また、国・県をはじめ、千葉県市長会や陸上自衛隊、兵庫県宍粟市などさまざまな方面から、本市に対しまして温かいご支援をいただき、厚く感謝を申し上げます。

このたびの台風は、関東地方に上陸した台風では過去最大規模で、市内各地で多くの倒木や電柱の倒壊とともに、住宅や農業施設などが甚大な被害を受けました。

特に、千葉県内では63万軒を超える大規模な停電が発生し、市内全域でも長期間にわたる停電と八匝水道

台風15号の規模、被害状況など

最低気圧 960ヘクトパスカル 降水量 132.5mm
最大瞬間風速 37.5m (9日5時30分観測) ※横芝光観測所

■市内の被害状況 (9月16日12時現在)

- 人的被害 軽傷者：1人
- 住宅被害 全壊：2棟 半壊：4棟
一部損壊：269棟
- 施設被害 公共施設・民間施設など：181か所
学校施設：81か所 農業用ハウス：545 a
畜舎など：21件
- 農作物被害 62ha (ネギ、水稲、ピーマンなど)
- 道路被害など 市道・農道：172か所 (倒木など)
土砂崩落：15か所 (法面)

※被害状況は今後更新・修正される可能性があります。

企業団浄水場の断水により、市民の皆様には大変なご不便とご心配をおかけしたことを思います。

一日も早い復旧に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

近年、台風や集中豪雨などによる自然災害が全国各地で発生しています。市民の皆様には、今後の備えとして、再度、家屋の点検の他、非常用備蓄品の確保や避難場所などのご確認をいただけますようお願い申し上げます。

匝瑳市長 太田安規

※各方面から頂いた支援については、11月号以降で紹介させていただきます。

- ①強風で外壁が崩れた家屋
- ②借当川からは水があふれ、周辺の水田に流れ込んだ
- ③押しつぶされたビニールハウス。農業用の施設にも大きな被害が出た
- ④夜を徹して被災家屋の屋根にブルーシートを張る自衛隊員(17日)



2



1



4



3

罹災証明書の発行

問 企画課 ☎73-0081

罹災証明書は住宅などに被害があった場合、保険の請求や税の減免などの手続きに必要となります。被害の状況を確認できる写真をお持ちになり、企画課(市役所2階)または野菜総合支所の窓口で申請してください。

なお、事業資産(農業や商工業に係るもの)の罹災証明の手続きは、産業振興課(☎73-0089)までお問い合わせください。

事業者向けの災害対策資金・経営相談など

問 産業振興課 ☎73-0089

農業や商工業など事業者向けに、低利の資金融資や利子補給などが受けられる場合があります。また、金融・経営相談窓口が別に設けられている場合もあります。

制度により条件が異なりますので、まずは産業振興課までお問い合わせください。

被災状況の記録をお願いします

台風15号被災対策の支援事業が創設された場合に備え、被災した施設などの状況について写真の保管をしてください。

- ✓撮影日を明確にしておく。
- ✓被災箇所が分かるように撮影

(全体写真の他に、被災した箇所の部分写真など)

※今後、災害による被害を受けた場合は、同様に写真を残すなど被災の記録をしておいてください。

災害に便乗した悪質商法に注意!

台風などの災害時には、それに便乗した悪質商法によるトラブルが多く発生しています。不審な電話や訪問、勧誘など、困ったときは消費生活センター(☎74-7007)までご相談ください。

※相談窓口は21ページ「無料相談」欄をご確認ください。

災害廃棄物の受け入れ

問 環境生活課 ☎73-0088

被災した住宅などの災害廃棄物の受け入れを行っています。搬入できるものは、下記①~⑧の対象品目で、罹災証明書の交付を受けたもの(受ける予定のものも含む)です。

対象品目…①木材など ②トタン(金属・プラ) ③金具類(金属) ④ガラス類 ⑤雨どい(金属・プラ) ⑥瓦 ⑦コンクリートガラ ⑧畳



市営グラウンド下の仮置き場

受入場所…市営グラウンド(八日市場第一中学校西側)

受入時間…9時~12時、13時~16時

※いずれも家庭から出されるものだけに限り、搬入に当たって必要な前処理・寸法など条件があります。事前にお問い合わせください。

税の減免

問 税務課 ☎73-0087

市税や国民健康保険税に関して、住宅などに甚大な被害(全壊など)を受けた人は税の減免を受けられます。なお、瓦の崩落などの場合には対象なりません。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

防災行政無線の活用を



災害時の緊急な情報を各家庭に届けるため、「戸別受信機」の貸与を行っています。

また、受信機には、停電時を想定して乾電池が入っています。1年以上経過して古くなった電池は定期的に交換を行きましょう。

貸し出しや操作方法については、総務課(☎73-0084)までお問い合わせください。

困りごと相談(無料相談)

「物が飛んできてガラスが割れた」などの相談
に千葉県弁護士会が応じます。

▶電話相談

▶出張相談

千葉県弁護士会 ☎043-227-8431 ※受付時間は平日9時~12時、13時~17時。

10月6日(日)・12日(土)13時~16時に市民ふれあいセンターで開催。※要予約。予約・問い合わせは☎043-227-8431。